管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和４年10月27日 | 令和４年10月31日 | 令和４年10月31日 | 900円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 |
| 過誤払となっていた旅費は、監査受検後に戻入手続を行い、職員が返納したことを確認した。本件以外に過誤払がないか再度確認を行った結果、本件以外はなかった。今回の指摘事項の原因は、管内出張をシステム入力する際、申請内容に誤りがあったため承認者が差し戻しを行ったが、申請者は新たに申請を行い、併せて、差し戻しされた分も誤って再度申請したため、承認者は申請の重複に気づかず別日に承認を行ったことにある。今後、所属内で重複登録等の不適正な処理が発生しないよう、職員は申請時に、承認者は承認時に確認の徹底を行うよう注意喚起した。旅費の支出事務の際は、引き続き複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）